

鳥取県庁インターンシップの概要・手続き

1 受入概要

＜対象学生＞ 県内外の大学（大学院及び短期大学を含む。）及び高等専門学校に在籍する学生
（高等専門学校の学生にあっては、第4学年以上に在籍する方に限ります。）

＜受入内容＞ 別添3「令和7年度鳥取県庁インターンシップ受入予定所属一覧」のとおり

2 申込方法等

鳥取県庁インターンシップ実施要綱の内容を御理解の上、以下手順のとおりお申し込みください。

※学生個人や教授紹介などによる申込みはできません。

※応募者多数の場合は抽選等により参加者を決定しますので、受入れできない場合があることを御承知ください。

＜申込手順＞

①参加を希望する学生は、別紙1「鳥取県庁インターンシップ実習申込書（学生用）」に必要事項を記入し、在籍する大学等へ提出してください。

※氏名、連絡先等の各項目について正確に御記入ください。特に、電話番号・メールアドレスは間違いのないようお願いします。

※顔写真は無帽で、顔がはっきり映っており、申込日前6か月以内に撮影したものを貼付してください。

※インターンシップを希望する所属の欄は、別添3「令和7年度インターンシップ実施予定所属一覧」から選択し、記入してください（第1希望は必須、第2，3希望は任意）。

受入条件（志望職種等）がある所属もありますので、よく確認して選択してください。

②①の提出を受けた大学等は、別紙2「鳥取県庁インターンシップ実習申込書（大学等用）」に必要事項を記入し、メール又は郵送で下記の間合せ先へ提出してください。

＜申込期限＞

令和7年7月16日（水）必着

※これは、学生の応募を取りまとめた上で、大学等から県に申込書を提出いただく締切日です。
学生が大学等へ申込書を提出する締切日は、それぞれ在籍する大学等にご確認ください。

3 参加の決定・決定後の流れ

①県から受入可否を申込のあった大学等へ通知（7月中）

※受入決定に当たって、県から直接本人に対し、参加の意思を改めて確認する場合があります。

②その後、受入れを決定した学生と県が直接連絡調整

※必要に応じて、大学等へ連絡する場合があります。

4 その他

- ・参加する学生に対する賃金、報酬及び手当等の支給はありません。
- ・参加する学生が各職場へ通うための交通手段の確保及び交通費や研修期間中の滞在費等の支給はありません。各自で御対応いただきます。
- ・参加する学生は、期間中の事故に備え、自己の責任において災害傷害保険等への加入が必要です。
- ・参加する学生には、誓約書（別紙3）を提出していただきます。

（問合せ先）鳥取県総務部行政体制整備局

人事企画課人材評価担当 東口

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電 話 0857-26-7040

FAX 0857-26-8140

メール jinjikikaku@pref.tottori.lg.jp